

釜石都市計画駐車場整備地区の変更（釜石市決定）

都市計画駐車場整備地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 27.6 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

駐車場整備地区内における都市計画用途地域の変更に伴い、本案のとおり変更するもの。

理 由 書

本市の駐車場整備地区は、中心市街地における駐車需要に対処するため、特に自動車交通が著しくふくそうする範囲を昭和 52 年に都市計画決定し、都市計画駐車場の整備など、地区内における計画的な駐車場の整備を実施しているところです。

市は、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた中心市街地の早期復興に向け、津波復興拠点事業による面的整備とあわせた土地利用の転換を図るため、都市計画用途地域を変更することとしており、本駐車場整備地区内もその対象としています。

今般、都市計画用途地域の変更にともない商業系から工業系へ土地利用の転換が図られ、駐車場整備の必要性低下が見込まれる区域を駐車場整備地区から除外するとともに、用途地域との整合性を確保するため、本案のとおり変更するものです。